

第2章 建物編

第1節 令和2年度通知の解釈

Q.9 令和2年度通知（「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」令和2年12月9日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知。以下同じ。）のポイントについて教えてください。

A.9

- 令和2年度通知の改正ポイントは、以下2点です。
 1. 公立の学校給食施設の財産処分手続に係る通知の統合
 2. 交付決定事項に「GIGA スクール構想の実現」に向けた公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る内容を追加

1 公立の学校給食施設の財産処分手続に係る通知の統合

文部科学省組織令の一部を改正する政令が施行され、公立の学校の給食施設の整備に関する事務が初等中等教育局健康教育・食育課から大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課に移管されたことに伴い、これまで学校給食施設の財産処分において適用していた通知（※1）の内容を、公立学校施設の校舎等の財産処分において適用している通知（※2）に統合する。

※1 「安全・安心な学校づくり交付金（学校給食施設）等に係る財産処分の承認等について」（平成20年7月2日付20文科ス第469号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）

※2 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成31年1月7日付30文科施第391号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）

【主な改正点】

(1) 学校給食施設に係る記載の追加

通知3(1)②「報告事項一覧」や(2)交付決定事項に学校給食施設特有の保健衛生面の観点を追加する 等

(2) 学校給食施設の一時的な使用について

これまで学校給食施設の財産処分において適用していた通知では、一時的な使用に係る記載がなかったが、公立の学校給食施設の一時的な使用についてはこれまでも運用上認めていたため、通知上明文化する。

2 交付決定事項に「GIGA スクール構想の実現」に向けた公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る内容を追加

各地方公共団体において、「GIGA スクール構想の実現」に向けた整備を円滑に進めていただくため、過去に大規模改造（校内 LAN）等で整備した通信設備を取り壊す場合は、「GIGA スクール構想の実現」に向けた公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要とする。

（令和2年2月6日付け事務連絡「大規模改造（校内 LAN）等で整備した通信設備を取り壊す際の財産処分の

取扱いについて（周知）」において周知していた取扱いを通知に反映する。）

- なお、本通知については、通知発出日以降の財産処分の承認申請等から適用することとする。具体的には、財産処分日及び申請日が共に通知発出日以降の案件について適用する。

ただし、通知3(2)③及び④のLAN等に係る内容については、令和2年2月6日から適用することとする。

Q. 10 「2 (1) 廃校施設等の改変を伴わない一時的な転用・貸与」でありかつ「公益に資する用に供する場合」の財産処分手続について教えてください。

A. 10

- 平成 30 年度通知（「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」平成 31 年 1 月 7 日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知。以下同じ。）以降、廃校施設等の改変を伴わない一時的な転用又は貸与でありかつ公益に資する用に供する場合については、財産処分手続を不要としています。

- 「廃校施設等」
廃校施設のほか、休校施設も含みます。

- 「改変を伴わない」
簡単に原状復帰できる状態を指します。

- 「一時的」
1 年以内を指します。
なお、現在学校施設となっている施設については、「放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分手続を不要」としています（Q. 42 参照）。
また、「他の用途の専用として活用しており、当該年度において学校教育目的として使用していない場合」で

も「1年以内の使用であれば（中略）財産処分手続を不要」としています（Q.43 参照）。

廃校施設等に関しても同様、1年以内の使用であれば、財産処分手続不要としています。

○ 「公益に資する用に供する場合」

観光等の経済効果の創出や、地域の活性化等、廃校施設等を一時的に使用することで、公益が生まれることを指します。

「公益に資する用」に該当しない事例としては、たとえば、個人の所有物として一時的に廃校施設等を利用し、個人の収益のみを挙げ、地域に経済効果等をもたらさないような使用等が挙げられます。

なお、のちに「公益に資する用」に該当しない使用用途にもかかわらず一時的な使用と判断して財産処分手続を行わなかったことが明らかとなった場合には、補助金適正化法第22条に反したものと判断することも考えられますので、御留意ください。

Q. 11 「3 (1)①国庫補助事業完了後 10 年以上経過した、建物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備の無償による財産処分」について教えてください。

A. 11

- 補助事業完了後 10 年以上経過した建物等の無償による財産処分(転用・貸与・譲渡・取壊し)については、相手方を問わず国庫納付金を要さない取扱いとし、報告をもって文部科学大臣の承認があったものとみなすこととしています。
- 建物(運用細目※第 1-2)
校舎、屋内運動場及び寄宿舎
- 建物以外の工作物(運用細目※第 1-7)
土地に定着する工作物のうち、建物及び土地造成施設を除いたもの(例:プロパン庫、自家用電気工作物)
- 設備
建物と一体で整備した設備(例:衛生設備、電気設備、消防用設備、空調設備)

※ 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目

Q. 12 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

- 1 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄
- (1) 災害又は火災等により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物等の取壊し及び廃棄

A. 12

- 災害や火災によって、全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物等の取り壊しや廃棄する場合も財産処分手続が必要ですが、この手続は、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣への「報告」により行うことができます。

- 全壊、全焼、流失(運用細目※第 1-52)
建物が滅失した状態、又は、建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいいます。

- 半壊、半焼(運用細目※第 1-53)
建物の構造部分が被害を受け全壊に至らないが、傾斜若しくはゆがみを直し又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいいます。
なお、当該建物が復旧してもその安全保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなします。

○ 建物等

3 (1) ①に記載のある「建物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備」のことです。(Q. 11 参照)

※ 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目

Q. 13 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

- 1 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄
- (2) 危険建物及び危険建物に準ずる建物のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し

A. 13

- 危険建物又は不適格建物として改築事業等による取壊しの対象となった建物は、工事の完成とともに原則として速やかに取り壊さなければなりません。

この取壊しについては、補助申請に係る年度に行う場合、当該建物の改築事業等の交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要です。(Q. 32 参照)

しかし、取壊しについて当該改築事業等に係る交付決定を受けずに、あらかじめ行うような場合は、別途、財産処分手続が必要です。この場合、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣への「報告」により行うことができます。

- 危険建物(運用細目※第 1-47)

建物の耐力度調査の結果、耐力度が、木造についてはおおむね 5,500 点以下、鉄筋コンクリート造・鉄骨造等については、おおむね 4,500 点以下になった建物のことです。

- 危険建物に準ずる建物(運用細目※第 1-48)

不適格建物のことです。

- ① 耐震力不足であるもの
- ② 教育機能の向上及び校地の有効利用等の教育条件の改善を図るために全面改築を行わなければならない建物で全面改築条件を満たすもの
- ③ 校地の有効利用等の観点から適正配置を行わなければならない建物で適正配置条件を満たすもの

○ 当該年度の補助申請に関連のない建物

当該財産処分に係る年度に補助申請をしない場合をいいます。(主に事前取壊し等)

※ 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目

Q. 14 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

- 1 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄
- (3) 保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な学校給食施設の建物のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し

A. 14

- 保健衛生上、機能上、学校管理運営上不相当と文部科学大臣が認める学校給食施設の改築事業等による取壊しの対象となった建物は、工事の完成とともに原則として速やかに取り壊さなければなりません。

この取壊しについては、補助申請に係る年度に行う場合、当該建物の改築事業等の交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要です。(Q. 32 参照)

しかし、取壊しについて当該改築事業等に係る交付決定を受けずに、あらかじめ行うような場合は、別途、財産処分手続が必要です。この場合、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣への「報告」により行うことができます。

- 当該年度の補助申請に関連のない建物

当該財産処分に係る年度に補助申請をしない場合をいいます。(主に事前取壊し等)

Q. 15 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

- 1 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄
- (4) 取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊し

A. 15

- 「他の国庫補助事業」とは、令和2年度通知中「1 対象となる補助金等」において対象としている補助金以外の全ての補助事業のこと(例:防音工事(防衛省))をいいます。(P. 128～P. 129 参照)

この場合も従前の建物を取り壊すことについて財産処分手続が必要ですが、補助事業完了後 10 年未経過であっても、文部科学大臣への「報告」により行うことができます。

Q. 16 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

- 1 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄
- (5) 単独で改築する建物の取壊し(当該取壊し面積以上の建物を単独で復旧する場合に限る。)

A. 16

- 設置者の単独事業として改築を行う場合、既存建物の取壊しに係る財産処分手続は、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣への「報告」により行うことができます。

ただし、この場合、国庫補助を受けて整備した取壊し予定建物の面積以上を設置者が自ら復旧することが必要です。

なお、「災害による損壊若しくは火災により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等」に該当しない建物を単独で改築する場合には、本項目は適用できません。

Q.17 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

- 1 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄
- (6) (1)から(5)までの建物の取壊しに際してやむを得ずに行う建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄

A.17

- (1)から(5)までに該当する建物の取壊しを行うに当たり、建物以外の工作物や設備を除去しないと建物本体の取壊しが行えない場合には、補助事業完了後 10 年未経過であっても、これらの工作物の取壊しや設備の廃棄に係る財産処分手続を大臣への「報告」により行うことができます。

Q. 18 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

- 1 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄
- (7) 処分制限期間内において、やむを得ない事情による破損・故障等のため修復不可能となった設備(学校給食施設に付随するものに限る。)の廃棄

A. 18

- 処分制限期間内において、やむを得ない事情による破損・故障等のため修復不可能となった学校給食施設に付随する設備の廃棄に係る財産処分手続は、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣への「報告」により行うことができます。

Q. 19 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

2 公共用又は公用に供する施設への転用のうち、次の事項に該当するもの。

の「転用」の指す範囲を教えてください。

A. 19

○ この「転用」には、貸与等であっても、営利を目的とし又は利益をあげるものでなければ、これを含むものとします。

Q.20 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

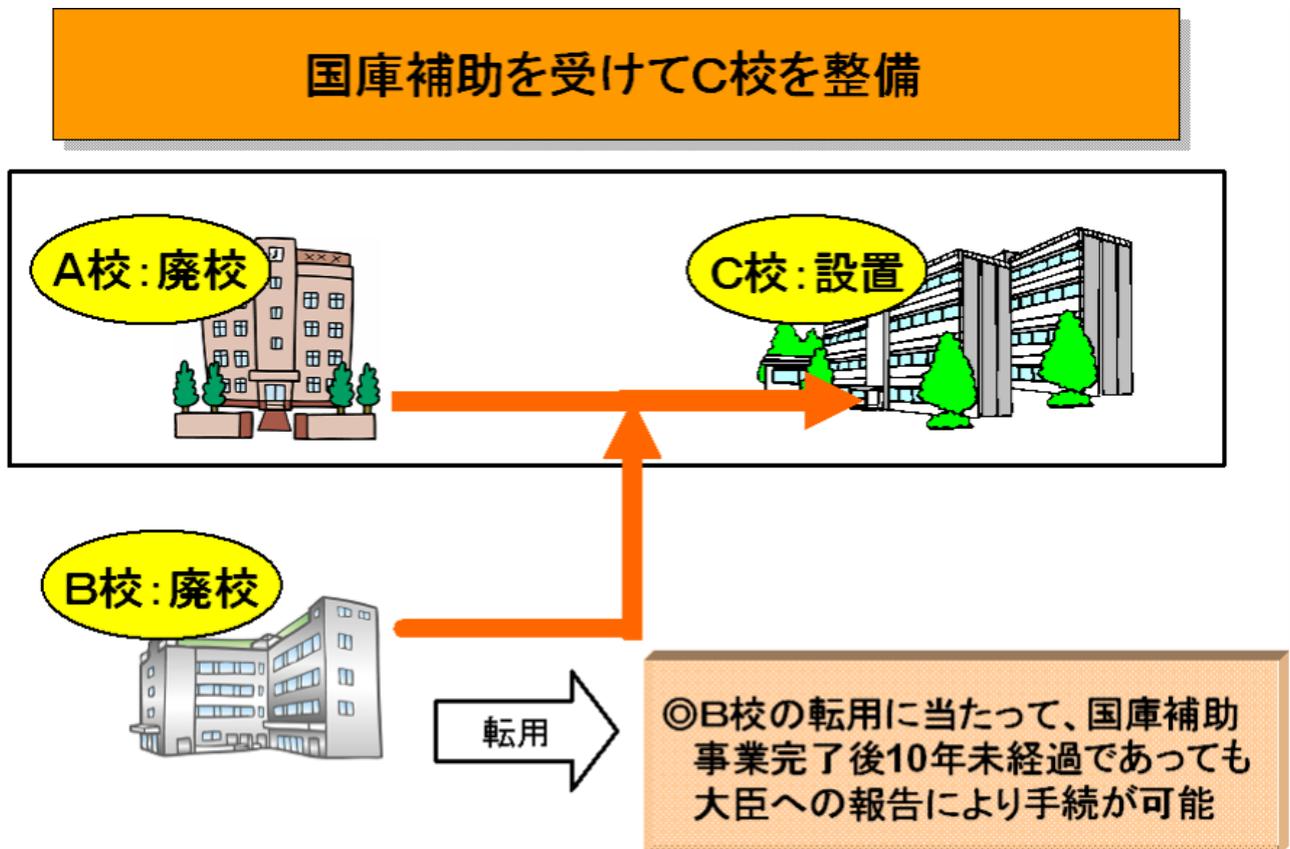
2 公共用又は公用に供する施設への転用のうち、次の事項に該当するもの。

(1) 統合又は別敷地移転等により廃校(廃園)となる学校に係る建物等で、当該統合等について国庫補助を受けたものの転用

A.20

○ 以下のような場合、旧敷地に置き去りとなりやむを得ず使用されなくなる校舎等の転用に当たっては、補助事業完了後 10 年未経過であっても、財産処分手続は大臣への「報告」により行うことができます。

この場合、補助事業の交付決定を受けていることが条件となります。



Q. 21 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

2 公共用又は公用に供する施設への転用のうち、次の事項に該当するもの。

(2) 学校教育を行うには著しく不適當で、その改築が国庫補助の対象となった建物等の転用

A. 21

○ 「学校教育を行うには著しく不適當で、その改築が国庫補助の対象となった建物」

不適當改築の国庫補助対象となった建物をいいます。

○ 不適當改築の国庫補助を受けて新校舎等を整備する際、旧校舎等については、速やかに取り壊すのが原則ですが、交付条件を変更して取壊し免除の承認を受けた場合、他の施設に転用する際の財産処分手続は、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣への「報告」により行うことができます。

○ なお、取壊し免除の承認を受けるためには、別途手続が必要です。

Q. 22 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

2 公共用又は公用に供する施設への転用のうち、次の事項に該当するもの。

(3) 地域事情等により入居見込みのないへき地教職員住宅の転用

A. 22

- 「地域事情等により入居見込みのない」とは、教職員住宅の属する学校が休校や廃校となっている場合や、交通機関の整備等により恒常的に入居者のいない状態にあり、今後とも入居が見込まれないものをいいます。

- このような教職員住宅を転用する場合、財産処分手続は、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣への「報告」により行うことができます。

Q.23 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

3 認定こども園に係る幼稚園の以下の財産処分

(1) 国庫補助事業完了後 10 年未満の園舎の全部等を、幼保連携型認定こども園に転用するもの。

A.23

- この内容は、公立幼稚園を公立幼保連携型認定こども園に円滑に移行できるよう定めたものです。
- 補助事業完了後 10 年未満の公立幼稚園の全部等を活用して、公立幼保連携型認定こども園となる場合であれば、財産処分手続は大臣への「報告」により行うことができます。
- 園舎の全部等
園舎の全部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備のことです。

Q. 24 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

- 3 認定こども園に係る幼稚園の以下の財産処分
- (2) 国庫補助事業完了後 10 年未満の園舎の一部等を、認可外保育施設に転用し、又は他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、認可外保育施設を設置することにより、幼稚園型認定こども園となるもの。

A. 24

- この内容は、公立幼稚園を幼稚園型認定こども園に円滑に移行できるように定めたものです。

- 補助事業完了後 10 年未満の公立幼稚園の園舎の一部等を認可外保育施設に転用し、又は他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、認可外保育施設を設置することにより幼稚園型認定こども園となる場合であれば、財産処分手続は大臣への「報告」により行うことができます。

- 園舎の一部等
園舎の一部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備のことです。

Q. 25 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

4 その他

(1) 大規模改造に際し、保有控除建物への転用

A. 25

- 大規模改造事業を実施する際、当該建物の全部又は一部を保有控除建物へ転用する場合、補助事業完了後 10 年未経過であっても、財産処分手続は大臣への「報告」により行うことができます。

【参考】 保有面積の控除(運用細目※第 2-7-(6))

既存の建物に次に掲げる部分がある場合は、新築(災害復旧の場合を除く。)増築及び改築の資格面積の算定において、当該部分の面積を保有面積から控除することができます。

ア 武道場

イ 専用講堂(固定椅子等があつて、体育の用に供しえないもの)

ウ 不適格屋内運動場(木造校舎の一部を使うなど講堂兼屋内運動場としているもので、体育の用に供するには、機能上不適格なもの)

エ 特別活動を行うための独立した建物(部室を除く。)

オ プール専用付属室

カ 地域・学校連携施設(校舎及び学校体育施設の開放に資するために設けられている施設)

キ へき地小中学校児童生徒用浴室

ク 専用食堂(寄宿舍の食堂を除く。)

ケ 給食室(給食リフト及び給食受入れに必要な配膳室を除く。)

※ 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目

※ ウへの転用は事実上考えられないことから、報告事項 4 (1)はウを除くものとしている。

Q. 26 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

4 その他

(2) 事情変更に伴う建物区分の変更

A. 26

- 事後の事情により、これまでとは別の用途に供するため建物区分を変更する場合の財産処分手続は、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣への「報告」により行うことができます。

なお、建物区分の変更ではなく、保有控除建物への転用の場合には Q. 25 参照のこと。

【参考(例)】

- ・校舎の一部を部室として使用する場合

Q. 27 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

4 その他

(3) 期限を限った、へき地教職員住宅の教職員以外の者への入居貸付け

A. 27

- 将来的には入居が見込まれるが、現に空き家となっている教職員住宅について、有効利用を図る観点から、当該教職員住宅に係る学校に属する教職員以外の者へ期限を限って入居貸付けを行う場合も、財産処分手続は大臣への「報告」により行うことができます。その際、教職員の入居に影響がないよう留意してください。
- 「期限を限った」とは1年を超える場合を指し、「教職員以外の者」とはへき地教職員住宅が設置されている公立学校に勤務する教職員以外の者をいいます。
- 例えば、当該へき地教職員住宅が設置されている公立学校とは別のへき地学校でない学校に勤務している同一市町村の教職員や民間企業の会社員に対して、2年間の期限を限った入居、貸付けが考えられます。
- なお、同一市町村の他のへき地学校に勤務する教職員が入居する場合は、当該学校に勤務する教職員でない場合であっても、その財産処分手続は不要としております。

Q. 28 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

4 その他

(3) (注) 当該学校の教職員の入居希望者がいないへき地教職員住宅については、住宅の有効利用を図る観点から、他の公立学校の教職員等を一時的に入居させる場合には財産処分の手続は不要

A. 28

○ 他の公立学校の教職員等

へき地教職員住宅が設置されている公立学校とは別の公立学校に勤務する同一地方公共団体の教職員等のことをいいます。

○ 一時的な入居

1年を超えない場合を指し、事務の簡素化を図り、実務上財産処分手続を要しないこととしています。また、1年とは入居する一人一人の者に着目して判断することとなります。このため、複数の者が合計して1年を超えてもそれぞれが1年を超えなければ財産処分手続は不要です。

○ 例えば、同一市町村の他の公立学校の教職員Aが、平成26年4月1日から平成27年1月31日まで入居し、その後、同一市町村の他の公立学校の教職員Bが、平成27年2月1日から同年6月23日まで入居している場合については、手続は不要です。

- なお、へき地学校の教職員（ALT等を含む。）の身分にないものが入居する場合であっても、当該貸付け期間が1年未満の場合には手続は不要です。

	1年以上の入居貸付け	1年未満の入居貸付け
へき地学校の教職員	手続不要	手続不要
へき地学校以外の教職員	報告	手続不要
教職員の身分にない者	報告	手続不要

Q. 29 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

4 その他

(4) 特別支援学校の用に供するために行う建物等の転用及び無償による貸与・譲渡

A. 29

- この内容は、特別支援学校の教室不足に対応するため、平成 27 年度通知（「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」平成 27 年 7 月 1 日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知。以下同じ。）で追加した項目です。

- 廃校や余裕教室等の既存施設を、特別支援学校に転用若しくは無償で貸与又は譲渡する場合、補助事業完了後 10 年未経過であっても財産処分手続は、大臣への「報告」により行うことができます。

Q. 30 3 (1)②報告事項一覧について教えてください。

4 その他

(5) 特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の無償による
財産処分

A. 30

○ 学校施設環境改善交付金の「特別支援学校の用に供する既存施設の改修」により整備した特別支援学校が、児童生徒数の減少等の理由により不要になった際、当該施設を無償で財産処分する場合、補助事業完了後 10 年未経過であっても、財産処分手続は、大臣への「報告」により行うことができます。

ただし、当該特別支援学校の教室不足が解消されている場合に限られます。

Q. 31 「3 (1)③国庫補助事業完了後 10 年未満の、建物等の無償による財産処分で、市町村の合併の特例に関する法律に規定する合併市町村基本計画に基づくもの」について教えてください。

A. 31

- 補助事業完了後 10 年未満の建物等の無償による財産処分(転用・貸与・譲渡・取壊し)で、市町村合併に伴う財産処分については、次の要件を満たす場合、財産処分手続は大臣への「報告」により行うことができます。
 - ・ 市町村の合併の特例に関する法律(平成 16 年法律第 59 号)に規定する合併市町村基本計画に基づくもの
- なお、合併市町村基本計画に具体的な学校名の記載がされていない場合は、財産処分の対象となる学校を特定するため、関連資料を提出していただく必要があります。

Q. 32 「3 (2) 交付決定事項」について教えてください。

A. 32

- 3 (2)①について、危険改築、不適格改築、津波移転改築の対象となった建物等は、改築工事の完成とともに原則として速やかに取り壊さなければなりません。

この取壊しについては、補助事業の交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要です。しかし、当該工事を実施する場合であっても、当該改築事業に係る補助年度以前に、あらかじめ取り壊す場合には、別途、財産処分手続が必要です。この場合、当該取壊しについては、大臣への「報告」により行うことができます。(Q. 13 参照)

- また、例えば、統合事業における解体撤去工事の対象となった保有控除建物の取壊しについては、当該事業の交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要です。
- また、学校給食施設の新増改築事業において、敷地狭あい等による従前の建物(学校給食施設の建物に限る。)の一部又は全部の取壊しや、保健衛生、機能又は学校管理運営において不適當な建物(学校給食施設の建物に限る。)の一部又は全部の取壊しについては、補助事業の交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要です。

- 3(2)②について、長寿命化改良事業によって建物の一部取壊し(減築)を行う等の場合には、当該事業の交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要です。
- 3(2)③について、過去に大規模改造(校内 LAN)等で整備した通信設備を取り壊す場合は、「GIGA スクール構想の実現」に向けた公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要です。
- なお、①若しくは②の建物又は③の LAN 等の取壊しに際して、やむを得ずに行う建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄については、補助事業の交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなし、財産処分手続は不要です。

Q. 33 「(注2)地域再生計画認定」について教えてください。

A. 33

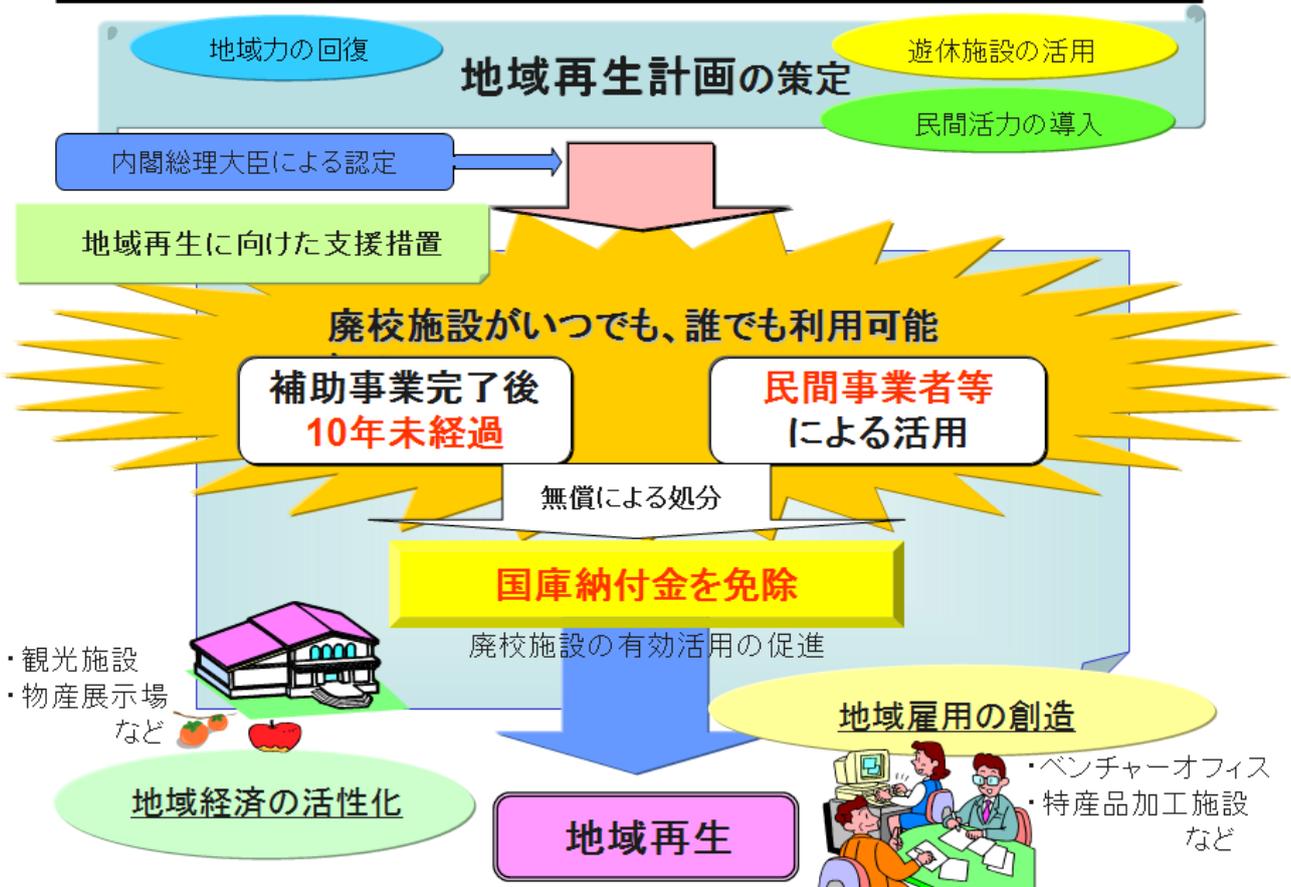
- 地域再生法に基づく認定制度は、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地方公共団体が作成しその認定を申請する地域再生計画について内閣総理大臣が認定し、国は認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対し特別な措置を講じるものです。

詳細は「内閣府地方創生推進事務局ホームページ(地域再生計画の認定申請について)」を御覧ください。

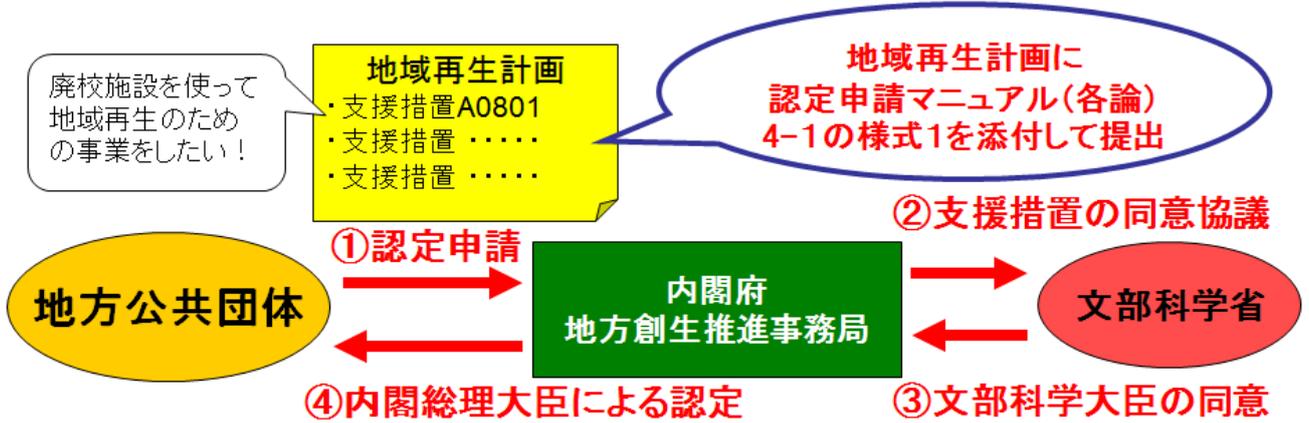
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html>

- 内閣総理大臣の認定を受けたものは、補助事業完了後10年未経過であっても、転用又は無償による貸与であれば、文部科学大臣の承認を受けたものとみなされ、手続不要となります。
- 地域再生法に基づく認定には、財産処分承認(報告)申請と同様の根拠資料が必要になります。

地域再生のための廃校施設の有効活用の促進について



手続きは内閣官房経由で行う



※ 市区町村は、都道府県教育委員会を
経由せずに、内閣府地方創生推進事務
局へ直接申請書を提出します。

地域再生プログラム

支援措置番号 A0801(担当省庁)文部科学省
補助金で整備された公立学校の
廃校校舎等の転用の弾力化

支援措置番号 00000(担当省庁)〇〇〇〇〇

支援措置番号 00000(担当省庁)〇〇〇〇〇

Q. 34 「4 (1) ②国庫補助事業完了後 10 年以上経過した、建物等の有償による財産処分のうち、(2)を適用したならば国庫に納付することとなる補助金相当額以上の額を、当該地方公共団体が設置する学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運用することとしているもの」について教えてください。

A. 34

- 有償による財産処分で次の要件を全て満たす場合、処分の相手方や内容(貸与・譲渡)を問わず、国庫納付金を要さない取扱いとしています。
- ・ 補助事業完了後 10 年以上経過した施設であること
 - ・ 国庫納付金相当額以上を学校施設整備費に充てるための基金として積み立てること (Q. 60、Q. 64～69 参照)

Q. 35 「4 (1) ③耐震補強事業、大規模改造事業(法令等に適合させるための工事に限る。)又は防災機能強化事業(建築非構造部材の耐震化工事に限る。)を実施した建物の無償による財産処分」について教えてください。

A. 35

- 耐震補強事業、大規模改造事業(法令等に適合させるための工事に限る。)又は防災機能強化事業(建築非構造部材の耐震化工事に限る。)は、児童生徒の安全確保のためやむを得ず行うものであることから、補助事業完了後10年未経過であっても、無償で処分する場合には、承認申請の上、原則として国庫への納付を不要とする取扱いとしています。

このため、近い将来に学校統合を控えている場合でも、これらの事業の実施により児童生徒の安全が早期に確保できます。

- なお、当該補助事業完了直後に取壊しを行う場合など、著しく適正を欠くものについては、この限りではありません。(Q. 36 参照)

【参考】法令等に適合させるための工事(主な事例)

- ・石綿、PCB 対策工事
- ・消防法等の法令の規定(市町村等における条例等も含む。)に適合させるための
改造工事

Q. 36 4 (1)③における「補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りでない」について教えてください。

A. 36

○ 耐震補強事業や大規模改造事業の補助効果があまりにも短期間で滅失することのないようにとの趣旨です。

特に、取壊しについては、当初の補助効果が完全に滅失してしまうため、短期間で取り壊さざるを得ない状況等を個別審査した上で、国庫納付金免除が妥当かどうかを判断することとなります。

期間については、このように個別の事情が考えられることから明示しておりません。詳細は担当課(Q. 59 参照)へお問い合わせください。

なお、4 (1)③に該当する転用、無償による貸与又は譲渡については、経過年数を問わず、承認申請の上、原則として国庫への納付を不要とする取扱いとしています。

Q. 37 「4 (1)④国庫補助事業完了後 10 年未満の、大規模改造事業(上記③を除く。)、防災機能強化事業(上記③を除く。)又は太陽光発電等導入事業で、3 (1)①の財産処分と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分」について教えてください。

A. 37

- 補助事業完了後 10 年未満の国庫補助に係る財産処分であっても、補助事業完了後 10 年以上経過した建物等の財産処分と併行してやむを得ず処分を行う場合には、国庫への納付が不要となります。(無償による財産処分の場合に限る。)
- ただし、当該建物が 10 年以上前に補助事業の対象となっている場合であっても、処分する箇所がその補助事業の対象となっていない場合には、併行しているとはいえません。
- なお、当該補助事業完了後 5 年以内に取壊し又は改築を行う場合など、著しく適正を欠くものについては、この限りではありません。

Q. 38 「4 (1)④国庫補助事業完了後 10 年未満の、大規模改造事業(上記③を除く。)、防災機能強化事業(上記③を除く。)又は太陽光発電等導入事業で、3 (1)①の財産処分と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分」のうち、国庫納付を要しない事例の例外について教えてください。

A. 38

○ 平成 27 年度通知以前は、4 (1)④により、国庫補助事業完了後 10 年未満の無償による処分の場合、当該財産処分が以下の条件に当てはまる場合、国庫納付免除の承認案件としていました。

- ・ 大規模改造事業（法令などに適合させるための工事以外）
- ・ 防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震化工事以外）
- ・ 太陽光発電等導入事業

で、国庫補助事業完了後 10 年以上経過した建物等の無償による財産処分と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分（補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りではない。）

○ しかしながら、近年、学校再編計画の計画段階に大規模改造事業が実施され、その後、再編計画の内容変更等を経て、結果として当該校舎が取り壊されたり全面改築されたりする事例が全国で複数みられるようになりました。

そこで、平成 30 年度通知より、公立学校施設整備補助の予算執行の適正化の観点から、国庫補助事業完了後 5 年以内に改築又は取壊しを行う事案に関しては、国庫納付免除規定を廃止し、国庫補助金相当額の返還を求めることとしました。

<問題となった案件の例>

	工事の経緯	再編計画等の動き
平成 25 年 3 月		「学校再編計画」策定 ※ 校舎は大規模改修を予定
平成 26 年度	大規模改造事業（空調）実施	
平成 27 年度		校舎の取壊し・全面改築を決定
平成 30 年 4 月	取壊し	
令和 2 年 4 月	新校舎完成	

- なお、4 (1)④から国庫補助事業完了後 5 年以内の改築又は取壊し案件を除外するに伴い、3 (2) 交付決定事項からも、国庫補助事業完了後 5 年以内の
- ・ 大規模改造事業（法令などに適合させるための工事以外）
 - ・ 防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震化工事以外）
 - ・ 太陽光発電等導入事業
- の取壊し又は改築を行う場合を除くものとした。

Q. 39 4 (1) ⑤幼稚園に係る財産処分について教えてください。

A. 39

- 補助事業完了後 10 年未満の公立幼稚園の設置者が、幼稚園園舎の一部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備を保育所に転用する場合や他の地方公共団体、学校法人、社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡して保育所を設置する場合で、以下の条件を満たすものは、承認申請の上、国庫への納付を不要とする取扱いとなっています。
- ① 園舎の一部等を保育所に転用等することにより、幼稚園児の処遇が低下せず、かつ、地域の子育て環境の向上を図ることができること。
 - ② 地方公共団体の施策として、幼稚園と保育所の連携を推進することとされていること。

Q. 40 4 (1)⑥公私連携幼保連携型認定こども園に係る財産処分について教えてください。

A. 40

- この内容は、公立幼稚園の園舎の全部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備(以下「園舎の全部等」という。)を活用し、公私連携幼保連携型認定こども園を設置することを促進できるよう定めたものです。

- 公立幼稚園園舎の全部等を他の地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人へ無償により貸与し、公私連携幼保連携型認定こども園となる場合、補助事業完了後 10 年未経過であっても、大臣の承認を得れば国庫への納付を不要としています。

【参考】 公私連携幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 34 条の規定により、市町村から指定された学校法人又は社会福祉法人が当該市町村と締結する協定に基づき、当該市町村から必要な施設設備の貸付け・譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育・保育等を行う幼保連携型認定こども園のことです。

Q. 41 「4 (1)⑦学校給食施設のうち、統廃合等により、使用されなくなる建物等で、処分制限期間の過半を経過した建物等で、他の用途での活用が全く見込めない建物等の取壊し及び廃棄」について教えてください。

A. 41

- 学校給食施設のうち、統廃合等により、使用されなくなる建物等で、処分制限期間の過半を経過し、他の用途での活用が全く見込めない建物等の取壊し及び廃棄を行う場合には、承認申請の上、国庫への納付を不要とする取扱いとなっています。

第2節 手続の要否

Q. 42 一時的な使用の場合は財産処分手続が不要とされていますが、どのような状態を一時的な使用というのか教えてください。

A. 42

- 放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分手続を不要としています。
- この場合の「一時的」とは、学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、他の用途に使用する場合のことです。

【参考(例)】

屋内運動場を毎週水曜日と金曜日の放課後の時間帯のみ、地域の団体に貸与している場合

- 学校教育目的として毎日使用していなかったとしても、その使用頻度で学校教育の目的が達成できるのであれば、一時的な使用ということができます。
- ただし、学校施設としての使用状況について、疑義が生じる場合に備えて、年度ごとに学校教育目的で使用している状態を記録するなどしておくことが望ましいです。

- なお、公立の学校給食施設についても、一時的な使用の場合は財産処分手続不要です。ただし、学校給食施設を一時的に学校給食以外の用に供する場合には、学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）も踏まえつつ、学校給食に支障がないことを確認する必要があります。

【参考(例)】

災害発生時に、学校給食施設を炊き出し等のために一時的に使用する場合

Q. 43 「一時的な使用」とはいえず、財産処分手続が必要となる場合について教えてください。

A. 43

- 他の用途の専用として活用しており、当該年度において学校教育目的として使用しない場合は、財産処分手続が必要となります。

【参考(例)】

日中、学校教育目的として使用していない教室について、放課後の時間帯を、放課後児童クラブの専用として活用する場合

- なお、前述の場合においても、1年以内の使用であれば、学校教育目的としての用途・目的を妨げない限度において、財産処分手続を不要としています。

【参考(例)】

・公民館の耐震補強工事に伴い、10か月間、学校の余裕教室を公民館として使用する
場合

・自治会の行事及びその準備の場として数日間使用する場合

- ただし、1年以内の貸借期間であっても、実態上、貸借期間が1年を超えるような期間の更新が見込まれるのであれば、一時的な使用とはいえず、当初より財産処分手続を行う必要があります。

【参考(例)】

放課後児童クラブ専用室として1年間の使用許可を受けていたが、それを更新する場合(当初更新の可否が不明な場合にあつては、契約が1年以内であっても財産処分手続を行ってください。当初は明らかに1年以内で契約が終了する予定であつたものがやむを得ない事由により結果として1年以上の使用を行わざるを得なくなった場合、速やかに担当課に御連絡ください。)

- また、1年単位で行うものであつても、実態として複数年にわたって使用する場合には、期間を更新することになるため、都度、財産処分手続を行う必要がありますので、御留意ください。
(2回目以降の更新の場合の財産処分手続については、Q.52を御参照ください。)

【参考(例)】

ある小学校の余裕教室を、3年間にわたって、放課後児童クラブ専用室として使用する許可を受けたが、その許可は、年度ごとに更新するものである場合には、初年度に財産処分手続を行うとともに、2年度目以降についても、更新する期間について再度申請又は報告を行う必要がある。

- なお、廃校や休校により、学校施設全体が学校教育目的で使用されていない場合においても、有償・無償を問わず、1年以内の転用及び貸与については、公益に資するものに限り、財産処分手続を不要とします。(Q.10参照)

のちに「公益に資するもの」に該当しない使用用途にもかかわらず一時的な使用と判断して財産処分手続を

行わなかったことが明らかとなった場合には、補助金適正化法第 22 条に反したものと判断することも考えられますので、御留意ください。